

藤沢市奨学金（白石）に関するQ & A

申請について

問1 どのような条件で申請できるのですか？

答1

次の（１）から（５）までのすべてに該当する、もしくは（６）に該当することが条件です。

- （１） ２０２４年４月１日時点で、次のいずれかに該当する者。
 - ・ 藤沢市に１年以上住民登録がある世帯の子ども
 - ・ １年以上本市で生活保護を受給している世帯の子ども
 - ・ 本市の児童養護施設等に１年以上入所（退所者については２年以内に退所）している子ども
- （２） 高等学校を卒業予定、又は卒業しているか卒業程度の認定を受けており、生年月日が２００４年４月２日から２００７年４月１日までである者。
- （３） ２０２５年度に大学（学校教育法に規定されている大学（大学院を除く））の医学部医学科・歯学部歯学科への進学を希望している者。
- （４） 高等学校における前年度の学年末（既卒者は最終学年末）までの学習成績の評定について全履修教科の平均した値が３．７以上で、明確な学習意欲があるものとして学校から推薦がある者。高等学校卒業程度認定試験の合格者については、各教科の成績がすべてＢ以上であり、過半数がＡである者。
- （５） ２０２４年度の住民税が非課税の世帯、又は合計所得２６０万円未満の世帯に該当し、経済的な理由により修学が困難である者。
- （６） （１）～（５）のいずれかに該当し、特別な事情があるものとして教育長が認めた者。

問2 条件に当てはまっていれば誰でも給付を受けられるのですか？

答2

選考を通過した方が対象になります。今年度は１名を予定しています。

問3 申請書はどこに置いてありますか？

答3

藤沢市教育委員会の教育総務課に、募集要項と一緒に備え付けてあります。また、藤沢市ホームページからダウンロード、印刷することも可能です。

問4 課税（非課税）証明書はいつのものでしょうか？ また、どこで取得できますか？

答4

課税（非課税）証明書は今年のも（令和6年度《令和5年分》の所得を証明できるもの）を提出してください。藤沢市税制課や市民センターなどで、2024年6月1日以降、発行することができます。

問5 課税（非課税）証明書が取得できないのですが、どうすればいいですか？

答5

確定申告や住民税の申告を行っていない場合、証明書の発行ができませんので、申告を行ってください。

問6 すでに大学等に通っているのですが、申請できますか？

答6

来年度から新たに大学等に進学する方が対象となりますので、申し訳ございませんが、申請の対象とはなりません。

問7 高校は卒業せず、高等学校卒業程度認定試験を受けたのですが、推薦書や評定平均はどのように用意すればよいですか？

答7

どなたか保護者以外の大人の方からの推薦書を提出してください。出席状況の欄は空欄で結構です。また、成績の基準については、申請にあたり、高等学校卒業程度認定試験の成績のすべてがB以上であり、過半数がAであることが必要です。

詳細は教育総務課へご相談ください。

問8 大学等に受からなかった場合、次の年度への持越し等はできますか。また、補欠などはとるのですか？

答8

残念ながら、今年度の3月31日時点で入学が決定していない場合、次の年度への持越しは行いません。必要があれば、次年度に再度、申請をしていただくことになります。また、補欠等は設けません。

問 9 外国籍でも申請できますか？

答 9

在留資格が「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の方のみ、申し込み資格があります。ただし、「定住者」の場合にも、将来定住する意思のない人は、申請できません。なお、在留資格を証明するため、在留資格の記載された住民票の写しを申請し、ご提出ください。

問 10 保証人は必要ですか？

答 10

給付型奨学金制度は原則返還の必要がないため、保証人は必要ありません。

問 11 申請書に個人情報についての同意文がありますが、どのような情報を提供、収集するのですか？

答 11

本事業は、奨学金を給付することと合わせて、期間中に面談を実施し、状況に応じた相談、助言を行い、入学から卒業までをフォローする制度です。面談等を実施するために必要な個人情報については、次のとおり取り扱います。

- (1) 家庭状況を把握し、適切な助言、指導につなげるため、福祉サービスを受給している方については、給付型奨学金制度の奨学生として該当していることを藤沢市福祉部・子ども青少年部に提供します。
- (2) 生活状況等を把握し、状況に応じた適切な面談を実施するため、面談の内容及び面談によって福祉的な支援が必要な場合等の情報を、藤沢市福祉部・子ども青少年部から収集します。
- (3) 給付額算定や給付手続きにおいて必要な情報の把握・確認のために、学費や出席状況等に関する情報について、関係大学等に照会を行います。

なお、収集・提供した個人情報は本事業を遂行する目的のみで使用し、ほかの目的では利用いたしません。

問 12 同居しているが住民票では別世帯の祖父母がいます。申請書の家族欄への記載や、書類提出の対象になりますか？

答 12

申請者の生活状況を把握するため、申請書の家族欄への記載や住民票及び課税（非課税）証明書を提出していただいています。住民票上は別世帯であっても、申請者の世帯と祖父母の世帯の主たる生計者が同じであれば、生計を一にする家族（生活費等のお金

のやりくりが同じ家族)として申請書への記載や書類の提出が必要です。

同居していても生計が別であれば、申請書への記載や書類の提出は不要です。

選考について

問13 どのように選考するのですか？

答13

二次選考まで行います。一次選考は受付時選考と書類選考で、窓口申請書を持参いただく際の受付時選考と、提出していただいた書類をもとに選考します。一次選考を通過した方のみ二次選考に進み、小論文と面接で選考します。世帯の所得状況・成績・意欲・高校等での出席状況等、総合的に評価の上、選考します。

問14 選考はいつごろですか？

答14

10月中に一次選考の結果を通知します。一次選考を通過された方は、10月末～11月中に二次選考を行い、11月下旬～12月上旬ごろには最終結果を通知します。

なお、最終的には大学等の合格をもって給付を決定するため、合格できなかった場合には奨学金を給付できませんのでご注意ください。

問15 選考基準はどのようなものですか？

答15

一次選考では、提出いただいた書類から成績、所得、家庭の状況を確認するとともに、受付時選考での進学に対する意欲等を重視して選考します。

二次選考では、小論文、面接から進学への意欲や基本的な能力をはかり、総合的に評価の上、選考します。

給付について

問 16 選考を通るといつまで奨学金を受けられるのですか？

答 16

基本的には大学等の正規の修業年限について継続して給付いたしますので、医・歯学部であれば6年間、給付を受けられます。ただし、学業状況等を確認するため、毎年、継続申請書を提出していただく必要があります。

問 17 奨学金の給付を打ち切られることはありますか？

答 17

給付中、次のような場合には給付を打ち切る場合があります。

《給付を打ち切るケース》

- (1) 学業成績の著しい不振が認められたとき。
- (2) 経済的な理由で修学が困難であると認められないとき。
- (3) 奨学生が退学又は除籍になったとき。
- (4) 奨学生が本人の責めに帰すべき事情により、留年又は休学したとき。
- (5) 奨学生が留年又は休学し、大学等を卒業できる見込みがないとき。
- (6) 奨学金を目的外に使用したとき。
- (7) 特段の理由もなく、定期的な面談に応じないとき。
- (8) 虚偽その他の不正な手段により、奨学金の給付を受けたとき。

なお、成績、面談の拒否、留年、休学等について、やむを得ない事情がある場合は教育総務課までご相談ください。

問 18 奨学金の返還は必要ですか？

答 18

給付型の奨学金ですので、原則返還の必要はありません。ただし、次のような場合には給付した奨学金を返還していただくこととなります。

- (1) 奨学金を給付目的以外に使用した場合
- (2) 虚偽その他の不正な手段によって給付を受けた場合
- (3) 学費減免額等の変更に伴う給付額再算定の結果、給付額の超過分があった場合
- (4) 届出なく授業料等の減免を受けた場合

また、奨学金を打ち切られた場合、本人の病気などやむを得ない事情がある場合を除き、一部又は全部の返還が必要になる場合があります。

問19 給付される金額はいくらですか？

答19

奨学金として給付する金額は、入学準備奨学資金（上限30万円/1回）及び学費奨学資金（上限72万円/年額）です。

国における高等教育の修学支援新制度や、進学先の学校の制度により入学金や授業料等が減免となる場合は、減免後の金額をもとに、給付額を決定します。

例）入学金：50万円（国制度による入学金減免額26万円）
⇒50万円－26万円＝24万円を入学準備奨学資金として給付
学費：140万円（国制度による授業料減免額70万円）
⇒140万円－70万円＝70万円を学費奨学資金として給付

問20 大学の学費免除制度を利用する予定なのですが、併用は可能ですか？

答20

進学先の学校の学費免除制度を利用することはできます。その場合、大学の本来の入学金や授業料等から免除額を除いた金額（上限はそのまま）を給付することになります。

問21 給付型奨学金ではない貸与型奨学金でも、条件を満たすと返還が免除になるものがありますが、そういった奨学金との併給はできますか？

答21

条件付きで返還免除となる貸与型奨学金との併給については、可能です。

また、国における高等教育の修学支援新制度の給付型奨学金や進学先の学費免除制度も併給可能です。

問22 選考に受かって大学に合格した場合、入学準備奨学資金及び学費奨学資金はいつごろいただけますか？

答22

入学準備奨学資金については合格証明書等の提出をいただき、入学に必要な額を確認後、速やかに振り込みます。

学費奨学資金については、半年分をまとめて前期（原則4月中）と後期（原則10月中）に振り込みます。なお、大学等への納入期限に奨学金の給付が間に合わない場合もありますので、ご注意ください。

問23 日本学生支援機構の奨学金の手続きを高校在学中に行っておらず、進学後に手続きをする予定です。その場合の給付額はどのようにになりますか。

答23

国の修学支援新制度による入学金及び授業料の減免額は、日本学生支援機構の支援区分に紐づいて決まります。

進学後に日本学生支援機構の奨学金の手続きを行う場合、藤沢市奨学金の給付額を算定する時点では支援区分が未定となるため、入学準備奨学資金及び学費奨学資金のいずれも減免額がないものとして給付額の算定を行います。

進学後、支援区分が決定し、国の修学支援新制度による減免額が確定しましたら、藤沢市奨学金の給付額を再算定します。再算定の結果、給付額の超過があった場合は、入学準備奨学資金については超過分を返還、学費奨学資金については後期分の支払い金額で調整又は超過分を返還いただきます。

問24 大学等在学中の条件などがありますか？

答24

年に数回面談を行い、生活や学業の状況を確認します。面談は基本的に藤沢市役所内で行うことになります。

ただし、学校が遠方のため寮に入っている等、藤沢市役所に来ることが難しい場合は別途対応いたします。

問25 給付中に面談を行うとありますが、どのようなことを行うのですか？

答25

給付中の面談については、年に数回、学業や生活の状況を確認するとともに、きちんと大学等を卒業できるよう、必要に応じて相談や助言を行っていきます。

問26 申請書は郵送してもらえないのですか？

答26

申し訳ありませんが、申請書の郵送は行っておりません。藤沢市教育委員会の教育総務課にお越しいただくか、ホームページからダウンロードしてください。